

産業用蓄熱調整契約

(要 綱)

令和6年4月1日実施

沖縄電力株式会社

目 次

I	本	則	
1	適	用	1
2	要	綱	1
3	適	用	1
4	季	節	1
5	料	金	2
6	夜	間	4
7	蓄	熱	4
8	そ	の	5
	附	則	7

I 本 則

1 適 用

この要綱は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

2 要 綱 の 変 更

(1) 当社は、契約期間満了前であっても、この要綱を変更することがあります。

この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この要綱を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

(3) 当社は、(1)または(2)により要綱を変更する場合は、変更内容のみを電子メールの送信または電磁的方法（お客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

3 適 用 条 件

要綱の高圧電力A α もしくは高圧電力B α （以下、「高圧電力 α 」といいます。）、または季節別時間帯別電力として電気の供給を受け、蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、4（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、かつ、この要綱実施の際現に要綱の産業用蓄熱調整契約（令和5年4月1日実施。以下「旧要綱」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

4 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日9時から23時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

5 料 金

各月の料金は、高圧電力 α または季節別時間帯別電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(1) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

イ 高圧電力 α として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{array}{l} \text{高圧電力}\alpha\text{の夏季料金} \\ \text{またはその他季料金} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{その1月の} \\ \text{蓄熱電力量} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(4)イの} \\ \text{蓄熱割引率} \end{array}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、高圧電力 α の夏季料金および(4)イの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、高圧電力 α のその他季料金および(4)イのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ 季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \text{季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金} \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(4)口の蓄熱割引率}$$

(2) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、6（夜間使用電力量の計量）により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(3)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(3) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

この場合、控除率は、蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の稼働状況等にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(4) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

イ 高圧電力 α として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.161
その他季蓄熱割引率	0.125

ロ 季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	0.106
-------	-------

(5) 単位および端数処理

イ 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

6 夜間使用電力量の計量

(1) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、4（季節区分および時間帯区分）

(2)イの昼間時間を毎日8時から22時までに変更することがあります。

また、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 夜間使用電力量の計量は、特定小売供給約款（令和6年2月13日届出。

以下、「供給約款」といいます。）29（使用電力量等の計量）に準じて行ないます。

(3) 供給電圧と夜間使用電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、供給約款附則2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

(4) 夜間使用電力量の計量は、特別の事情がない限り1計量をもって行ないます。

(5) 当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議がととのった場合には、当該システムの夜間使用電力量は、(1)にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

7 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

(1) 次のいずれにも該当し、当社との協議がととのった場合の各月の料金は、5（料金）によって料金として算定された金額から(2)によって算定された金額（以下「蓄熱ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものとしていたします。

イ 高圧電力B α または季節別時間帯別電力の契約電力（以下「契約電力」といいます。）が500キロワット以上で、お客さまが適用を希望されること。

ロ 蓄熱式空調システムの運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、夜間時間に最大需要電力が発生すること。

(2) 蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

蓄熱ピークシフト割引額 = (3) の蓄熱ピークシフト電力 × (4) の割引単価

(3) 蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、契約電力から1年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として、蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から、蓄熱ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかに蓄熱ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

(4) 割引単価

割引単価は1月につき次のとおりといたします。

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,714円90銭
---------------------	-----------

(5) 当社は、夜間時間および昼間時間の最大需要電力を計量するため、それぞれの時間帯別に計量できる30分最大需要電力計を取り付けます。

(6) 1年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合の料金は、既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の料金として算定された金額に加算したものといたします。

8 その他

(1) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

(2) お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式

負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

- (3) この要綱に定めのない規定については、高圧電力 α または季節別時間帯別電力の定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。

2 この要綱の実施等にもなう切替措置

この要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款30(料金の算定)および供給約款31(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。